

入札説明書（公告）

総合健康診断システムリース

総合健康診断システムリースに係る一般競争入札(以下「入札」という)の実施については、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構契約規程に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 件名

総合健康診断システムリース

(2) 契約内容の特質等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 総務部 情報管理課
(広島県広島市南区皆実町一丁目6-29 広島県健康福祉センター内)

2 入札参加資格

次の要件をすべて満たすことができる者とする。

(1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 次のいずれかに、当業務の公告日から起算し過去3年以内に該当する者でないこと。

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にし、又は不正の行為をした者。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認のための必要な監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者。

カ 上記の規程により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(3) 法人格を有する団体であって、受託業務の実施について十分な遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有すること。

(4) 広島県内に本店、支社、営業所等を有し、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構の求めに応じて速やかに機構へ来訪することが可能な者であること。

(5) 広島県暴力団排除(平成22年条例第37号)第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でないこと。

- (6) 法人にあつては役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが暴力団員等又は暴力団、反社会的勢力と密接関係者である法人または団体でないこと。

3 提出書類

下記の書類を入札日までに提出すること。

印鑑証明書 *発行から3か月以内のもの

4 入札の方法

- (1) 入札書は公益財団法人広島県地域保健医療推進機構のホームページからダウンロードすること。
- (2) 入札書を封筒に入れ、糊付けで封をし、割り印のうえ、持参又は郵送すること。封筒には、件名及び入札者の所在地(住所)、会社名(氏名)を記入し、「入札書在中」(朱書き)とすること。
- (3) 提出先 〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目6番29号
公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 総務課(担当:木村)
- (4) 提出期限 令和元年9月17日(火)12時まで
- (5) 提出方法 持参若しくは郵送
ただし、郵送の場合は一般書留又は簡易書留のいずれかとし、
令和元年9月16日(月)までの必着とする。
- (6) 記入上の注意事項
- ア 入札書は、所定の様式によること。
- イ 入札書は日本語で記入し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。
- ウ 入札金額は月額で記入すること。
- エ 消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。)を入札書に記載し、消費税及び地方消費税込みとその右側に括弧書きすること。
- オ 印は必ず実印(印鑑証明書印)とすること。
- カ 入札日付は令和元年9月17日(火)とすること。

5 開札及び落札者の決定

令和元年9月17日(火)15時に、提出された入札書の開封を行い、予定価格(税込)以下で最も低い金額を提示した事業者を落札者として決定する。

落札者には、当日、契約担当者から電話により連絡する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上を納付する。但し、公益財団法人広島県地域保健医療推進機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、保険証券を提出した場合は免除する。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格がなくて入札をしたとき
- (2) 入札書に記名押印がないとき
- (3) 会長が定めた入札に関する条件に違反したとき
- (4) 同一入札に対し、2通以上の入札をしたとき
- (5) 入札金額及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき
- (6) 他の入札者の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたとき

8 契約書の作成等

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札通知を受けた日から5日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、その限りではない。
- (2) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとする。
- (3) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

9 その他留意事項

- (1) 入札申込者が無い場合を除き、入札は成立するものとする。
- (2) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。
- (3) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、または延期する場合がある。
- (4) 入札及びその他提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された入札書及びその他提出書類は、返還しない。

10 契約に係る質問について

仕様書に対する質問がある場合は、「仕様書等に対する質問・回答書」を持参、郵送、ファックス又はE-mailにより提出すること。電話による照会は受け付けない。

(1) 提出先

〒734-0007 広島県広島市南区皆実町一丁目6番29号
公益財団法人広島県地域保健医療推進機構 総務課
(広島県健康福祉センター1階)
電話 082-254-7111 FAX 082-254-1168
E-mail soumu@hiroshima-hm.or.jp

(2) 質問の受付期限

令和元年9月12日(木) 16時までとする。

(3) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、ファックス又はE-mailにより回答する。